

基本目標② 文化芸術のつくり手の活動を支えます**●重点プロジェクト②－1 「文化の多様な担い手の育成支援」****(1)市民の文化芸術活動支援****(現状と課題)**

市と文化協会との共同主催で毎年開催されている児童生徒書道展や市民文化祭（市民音楽祭、日本舞踊祭、邦楽大会、市民茶会、華道展、洋舞演劇祭、展覧会、短歌大会、俳句大会）を始め、公共施設等での作品展示のほか、民間施設においても様々な文化芸術活動の発表機会が設けられていますが、相互の連携や情報共有は決して十分ではありません。

(プロジェクトの目的・内容)

文化協会とのさらなる連携や民間との情報共有等を通して、市民による文化芸術活動が活発となるよう、市民が主役となる文化芸術活動の発表機会の提供・支援を行います。

(主な取組)

市民の文化発表の場の充実	様々な個人・団体等の活動が連携し情報共有できる仕組みをつくり、単体ではなく共同で開催するなど、創意工夫することにより文化発表の場を充実させていく。
--------------	---

(2)若手芸術家の活動支援**(現状と課題)**

市内で活動する芸術家は少なく、芸術を志す市民は市外・県外へ活動拠点を移しているのが現状である一方、ガラス作家については移住し、本市のガラス文化の振興に尽力している例もあります。こうした市内在住の若手芸術家を支援するためにも、より活動意欲の上がる場の提供又は創出を行う必要があります。

(プロジェクトの目的・内容)

市内の芸術家等を志す人材の育成を行い、次世代の文化芸術の担い手を育成します。

(主な取組)

文化芸術の担い手支援の検討	まずは本市の実情を把握するとともに、他自治体の事例等を調査研究し、育成・支援に努める。
---------------	---

(3)芸術創造活動への支援**(現状と課題)**

他自治体では文化芸術によるまちづくり、伝統文化継承、次世代育成などの

活動を支援するための活動事業補助制度を整備し運用することで、多くの団体の活動の幅を広げる支援を行っている事例があります。今後、本市においては市民や民間団体等の活動をより活発化させるための仕組みづくりを検討する必要があります。

(プロジェクトの目的・内容)

市民や民間団体等の文化芸術活動をまちづくりに活かすために、市の文化芸術の振興を目的とした活動がより発展的・継続的に行えるための支援を検討します。

(主な取組)

芸術創造活動への支援検討	他自治体の事例を調査研究し、本市の実情に沿った支援を検討する。
--------------	---------------------------------

●重点プロジェクト②－2 「マネジメント力の強化」

(現状と課題)

これまでにも様々な文化芸術活動が行われてきましたが、個人や団体がそれぞれ単独で活動している状況が多く、相互の連携は十分とはいえません。連携をより強固な形にしていくには、文化芸術の受け手と担い手、担い手同士をつなぐ有能な調整役（コーディネーター）の存在が望まれます。コーディネーターには「社会のニーズを探り、文化芸術が力を発揮できる方策を考え、実践する」また「専門家と地域の人々、行政などを結び、新たな企画を通じて有形無形の価値を生み出す」といったことが求められ、本市においても各方面で活躍できるコーディネーターの養成・確保や、データベースの活用やネットワーク形成の促進、文化芸術の他分野への活用が求められています。また、行政が主体となって文化芸術を推進することのデメリットの解決策として、財団等の法人格をもつ推進組織が主体となって企画運営することにより、芸術公演等の共同開催や中・長期プランに沿った取組が可能となることから、連携・委託先となる推進組織の検討を早期に進めていく必要があります。

(プロジェクトの目的・内容)

文化芸術の担い手と受け手、文化芸術と他分野など、本市の様々な文化芸術を「つなぐ」ために、コーディネーターの養成・確保や、活用を検討します。

また、市内の文化芸術の推進組織について、その具体的な検討を進めます。

(主な取組)

コーディネーターの確保と活用	市が求めるコーディネーター像を確立し、市内外の人材を活用しながら養成を行うと同時に、コーディネーターを核としたデータベースの構築・活用やネットワーク形成の促進、他分野への活用を検討する。
中間支援機能をもつ文化芸術推進組織の形成	既存団体の財団化や他財団への参画等も含めて、推進組織の確保に努める。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要

スポーツ庁



スポーツ庁

※公立中学校等における運動部活動を対象

目
姿指
す改革
の方
向性

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

これまで
の対応

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

課題

- 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。
<生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人>
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。
<土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増>
- 地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。(スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供)

- まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする

○目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目指す

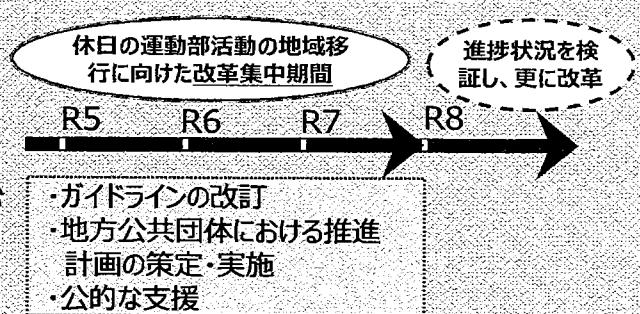
(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す)

- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進歩状況等を検証し、更なる改革を推進

- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む

- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進

※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識



- 新規小スポーツ環境
- ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
- ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保
- ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- ・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討
- ・指導者資格の取得や研修の実施の促進
- ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- ・指導者の確保のための支援方策の検討
- ・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定
- ・スポーツ団体等に委託

- スポーツ団体等

- ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援

- 大会

- ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保障法が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

- 全寮寮生保険

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

- 指導要領等

- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。

※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。

※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要【各論】



○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参 加 者	全ての希望する生徒を想定。
実 施 主 体	地域の実情に応じて、実施主体として多様なスポーツ団体等（総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。学校関係の組織・団体（地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活 動 内 容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を経験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、生徒の状況に適した機会を確保。適切な活動日数や活動時間とする。
活 動 場 所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ学校の体育施設なども積極的に活用。
構築方法等	まずは休日について着実に進めた上で、次のステップとして平日に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。市町村において、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。<令和4年度から令和6年度の取組を例示>

[具体的課題への対応]

	現 状 と 課 題	求 め ら れ る 対 応
スポーツ団体等の整備充実 (第3章)	・どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。	<ul style="list-style-type: none">○ 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。○ 中学生を受け入れるスポーツ団体等について、必要な予算の確保やスポーツ振興くじ(toto)助成を含めた多様な財源の確保による国の支援も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。
スポーツ指導者の質・量の確保方策 (第4章)	・専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。 ・教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる。	<ul style="list-style-type: none">○ 指導者資格の取得や研修の実施の促進。JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。○ 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。○ 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知とともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方等を整理。
スポーツ施設の確保方策 (第5章)	・公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。 ・スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。	<ul style="list-style-type: none">○ 学校体育施設の活用を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。○ 施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどしてスポーツ団体等に委託。